

FATF勧告24に関する対応

令和6年4月18日（木）
財務省 国際局

法人の悪用防止に係るFATF勧告への対応

FATF勧告24（法人の実質的支配者と透明性に関する勧告）の概要

法人の悪用を防止する観点から、下記2つの仕組みの構築を各国に勧告。

① カンパニーアプローチ

会社が、自身の実質的支配者に関する十分で、正確かつ最新の情報を取得し、保有すること

② レジストリアプローチ

法人の実質的支配者に関する十分で、正確かつ最新の情報、公的機関が保有すること

注) ②については、公的機関自身による直接的な保有に代わって、金融機関等が保有する情報への迅速・効率的なアクセスを確保するメカニズムでも代替可。（代替的メカニズム）

リスクベース・アプローチと我が国の対応

- FATFは、マネロン等対策の効率性の観点から、各国に対し、それぞれの抱えるリスクを評価した上で、**高リスク分野を特定し、優先的に取り組むことを要請**（リスクベース・アプローチ）。
- 我が国では、**法人形態のうちの大半が株式会社**（※1）。また、**マネロン事犯に悪用された法人の太宗は株式会社**（※2）。
- 以上を踏まえつつ、政府としては**株式会社を対象とした仕組みの構築を優先的に実施**することとして、法人の透明性向上に関する取組について検討を進めてきたところ。
- 今般、法人の透明性向上に向けた取組を含む新たな行動計画を政策会議で承認・公表（4月17日）。

※1（出所）国税庁「会社標本調査（令和3年度分）」

※2（出所）国家公安委員会「犯罪収益移転危険度調査書（令和5年12月）」

カンパニーアプローチとしての対応

カンパニーアプローチとして求められる内容

会社が、自身の実質的支配者に関する十分で、正確かつ最新の情報を取得し、保有すること

我が国の現状と課題

- 株式会社は、会社法により株主名簿の作成・保有義務が課されており、個人株主については同名簿に基づき、実質的支配者情報を取得・保有することが可能。
- 他方、法人が株主である場合（間接保有）、
 - ✓ 株式会社は、定款認証時に公証人による実質的支配者情報の確認を受けているが、これは設立時に限られており、その後の変更は対象外。また、公証人による確認制度導入前に設立された株式会社には不適用。
 - ✓ 上記で把握できない情報については、株式会社が法人株主に任意で協力を求める必要。

今後の取組

- 株式会社が、自身の法人株主の実質的支配者情報について、登記所が保有する情報により把握可能とする制度改正。
 - 間接保有の場合でも、自身の十分で、正確な実質的支配者情報を取得することが可能。
- 役員変更等の際に、最新の实質的支配者リストの登記所への提出を法人に求める仕組みの構築や、金融機関等による最新の实質的支配者リスト等を用いた継続的顧客管理の徹底。
 - 設立後の実質的支配者情報の更新・取得機会を拡大し、情報の最新性を更に向上。

レジストリアプローチまたは代替的メカニズムとしての対応

レジストリアプローチまたは代替的メカニズムとして求められる内容

法人の実質的支配者に関する十分で、正確かつ最新の情報、公的機関が保有すること。
公的機関自身による直接的な保有に代わって、金融機関等が保有する情報への迅速・効率的なアクセスを確保するメカニズムでも代替可。

我が国の現状と課題

- 金融機関等には、既に犯収法上の取引時確認義務、継続的顧客管理義務によって、顧客の実質的支配者情報を取得・保有する義務が存在。しかし、現状、金融機関等は登記所が保有する実質的支配者情報に直接アクセスできない。
- 当局による金融機関等に対する情報照会は、現状大半が紙ベースで行われ、実質的支配者情報へのアクセスに時間を要する場合あり。

今後の取組

- 金融機関等による継続的顧客管理の徹底や、登記所が保有する法人の実質的支配者情報を金融機関等が直接確認できる仕組みの構築。
→金融機関等が保有する実質的支配者情報の十分性や正確性、最新性を更に向上。
- 当局による、金融機関等が保有する法人顧客の情報への迅速・効率的なアクセスを確保する情報照会システムの活用。
→当局による、迅速・効率的なアクセスを確保することにより、代替的メカニズムを充足。